

嘉麻市バス停待合環境整備について (ベンチ設置事業)

令和 6 年 8 月 7 日
交通政策課

高齢者が歩道に座ってバスを待つ状況があり、バス停付近でのベンチ設置に関する要望が多い。また、嘉麻市地域公共交通計画におけるアンケート調査においてもバス停の待合環境改善に対する意見が多い状況であったため、令和5年度から2カ年計画でベンチ設置に係る事業を実施する予定としている。

【調査の概要】

- ▶ 対象路線数 幹線4路線、枝線5路線（全路線）
- ▶ 対象バス停数 204カ所、251本
- ▶ 調査方法 現地での目視による現況調査
- ※ 市バス利用者数（参考） 130,108人（令和5年度実績）

○ ベンチの道路占用許可について

1. 基本方針

高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺等に設置する場合など道路の歩行者等の利用形態から判断し、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとする。

2. 設置場所

電柱等の他の占有物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所

①道路の法敷

②ベンチ設置後、歩道の幅員からベンチ（占有物件）の幅員を減じた幅員が原則 2 m 以上確保できる歩道。

③道の駅、自動車駐車場に設置する場合は、自動車の駐車スペース以外

④その他、道路の利用状況を勘案し、**道路管理上支障のない場所**

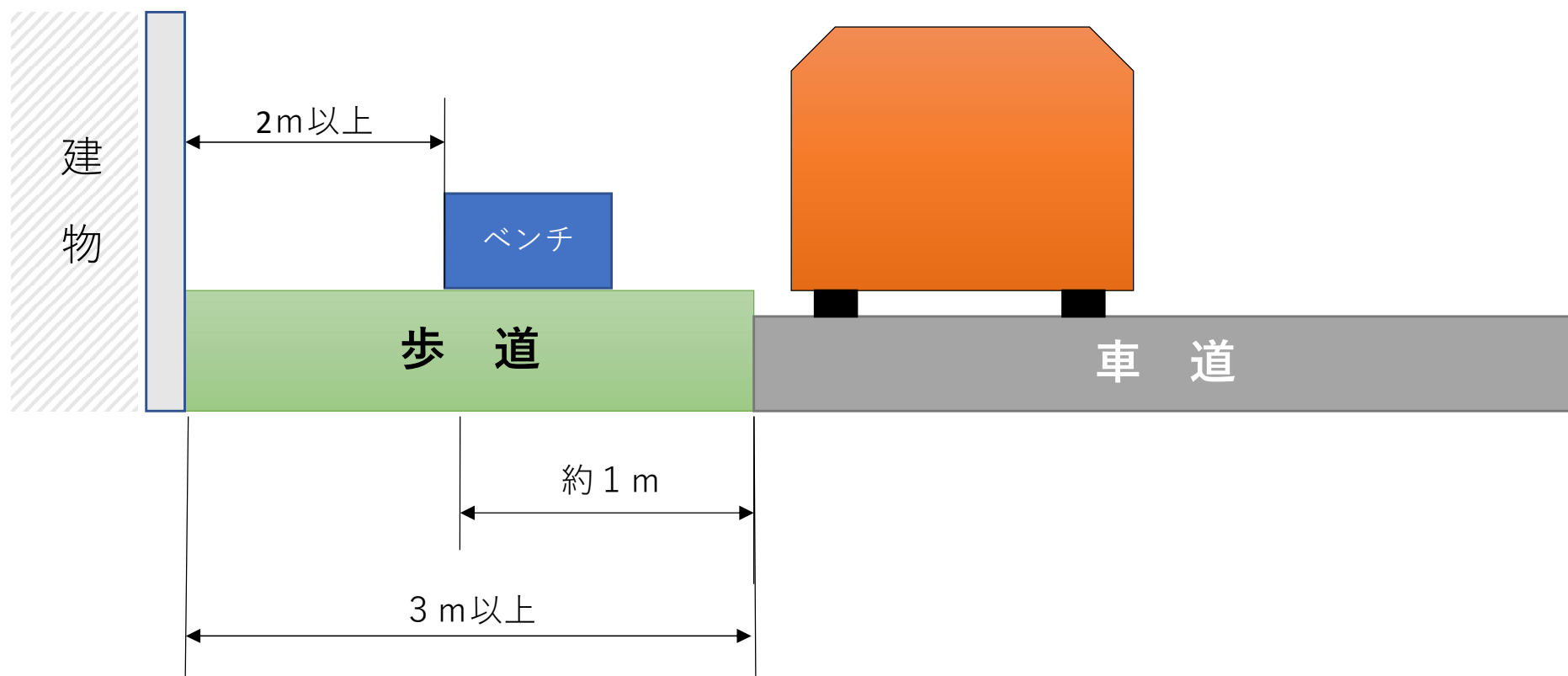
3. ベンチの構造

原則として、**固定式とするなど容易に移動できないもの**とし、十分な安全性及び耐久性を備えたもの。また、構造及び色彩は周囲の環境と調和するもの。

4. ベンチの占用主体及び管理

- ① 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会その他これらに準ずるものであり、適切な管理能力を有すると認められるもの。
- ② ベンチの管理については、占用者から管理規定等を徴し、管理に万全を期するように指導すること。

《設置イメージ（断面図）》



○ ベンチ設置に係る基本的な考え方

市バスの乗降者数が多い停留所において、ベンチ設置に係る道路占用許可基準を踏まえ、市バスのバス停におけるベンチの設置基準を以下のとおり定める。

【ベンチ設置基準】

- ①ベンチは、停留所 1 箇所に 1 基を原則とし固定式とする。
- ②市バスの乗降者数 **1,000人以上** を有する停留所
- ③原則車道から 1 m 以上、ベンチ設置後の **有効幅員2m以上** を確保できる **歩道等**
※公道への設置は警察に道路使用許可及び道路管理者に道路占用許可の申請が必要
- ④民地に設置が必要な場合は、土地所有者及び近隣住民の承諾

【ベンチ設置見込数】

ベンチ設置基準に基づく設置見込数は、バス停箇所数 20 箇所程度が該当しており、ベンチ設置数 30 脚程度を想定して令和 5 年度から 2 か年の年次計画で実施。令和 5 年度に 10 脚を設置済みであり、令和 6 年度は残りの 20 脚程度を設置予定。

【参考：設置ベンチの概要】



【固定式ベンチ】



【据置式ベンチ】

➤ 価格：13～22万円／台（税込）

- ※ 周囲の環境との調和を考慮しながら、固定が可能なベンチを選定。
但し、インターロッキング舗装の歩道については、歩道にベンチを固定することが困難であるため、高重量の据置式ベンチを採用し安全性を確保する。